

# 理事・監事推薦内規

制定 昭和 57 年 6 月 25 日

第 1 条 定款第 26 条に定める理事及び監事の推薦は、この内規の定めるところによる。

第 2 条 理事・監事に推薦される者（被推薦者）は評議員歴 1 期以上とする。

第 3 条 理事は、就任日現在、年齢満 70 歳未満とする。

第 4 条 この内規の改廃は、理事会の決議による。

## 附 則

1. この内規は昭和 57 年 6 月 25 日から施行する。
2. 変更内規は、変更定款が行政庁の変更認可をうけた日（平成 13 年 10 月 9 日）から施行する。
3. 変更内規は、平成 23 年 11 月 9 日から施行する。